

■会議結果報告書■

会 議 名 称	第8回札幌市子どもの権利委員会
日 時 ・ 会 場	平成27年3月20日（金）16：30～17：30 市役所本庁舎8階1号会議室
出 席 委 員	11人出席
次 回 開 催	未定

議題	概要等
1. 子どもの権利に関する推進計画について	○事務局説明（資料3、4） ○質疑応答・意見交換 ・資料3、29ページの「民間児童育成会」と「民間の児童育成会」、「児童養護施設等」と「児童福祉施設職員等」と異なる表現を整理してはどうか。また、37ページの民間児童育成会は、就学前の子を対象とする事業は対象外か。 事務局：確認し、必要に応じ修正する。「民間児童育成会」は本市で行う就学児童への事業を指しているのご理解いただきたい。 ・資料4、27ページに「障がい児支援は、ライフスタイルに応じた切れ目のない支援を行う」とあるが、資料3、26、27ページの研修等の取り組みだけで十分なのか。また、未就学児等への支援はあるのか。 事務局：権利推進計画では深く書かれていないが、合わせて作った「新・さっぽろ子ども未来プラン」の基本目標4において「配慮を要する子どもたちへの施策」を定め、切れ目のない施策を記載し、計画全体では対応しようとしているところ。 ・資料4、25ページに図書館についての要望があるが、学校の図書室を地域に開放している地域開放図書館を、市の考え方の中に盛り込んで回答したほうが良いと思う。 事務局：配慮します。 ・資料3、44ページの出前授業について、体験した家族から、とてもためになったという感想があった。しかし、細かい内容について先生に確認してもわからないことがあった。家族は子どもの権利に関する自らの体験等を他の子に説明したが、先生にも研修等を通じて理解していて欲しい。 事務局：直接話ができると、色々な反応があり、市としてやってよかったと実感する。 委員：自分の学校でも出前授業があったが、子どもたちは、関心をしっかり持って学んでおり、自分たちも広げていかなければという意見もあった。最近は消防や税務、金融等、専門家による出前授業も増えている。教師も学ぶ必要はあるが、教員が伝えるという方法の他に、専門家に話してもらうことで、子どもたちが関心を高く持つことができ、非常に効果のある取組となる。 ・出前授業の感想をみると、ピンポイントで子どもの権利をきちんと伝えられていて良いと感じた。次年度は何校に行く計画なのか。 事務局：パブコメでは3校で実施した。学校の要請がなければできず、次年度の「計画」はないが、学校に依頼をしているところ。 委員：学校としては、教育課程の中で、どう位置付けるか決める必要がある。道徳の教科化の中で取組が出てくるかもしれない。社会科であれば、教育委員会と子ども未来局で、学校現場での取り組み方について相談して欲しい。

	委員：「権利条例」を学習することと、教員が権利条例を踏まえて学習活動をするにはニュアンスが少し違う。「権利条例」そのものについては、出前授業のほうが有効であると思う。教員が権利条例をしっかり踏まえ、日常の学習活動に生かしていくことも必要。 委員長：行政が実施可能なメニューを学校に提示する形であれば問題化しない。 委員：これまで、消防や税務も教員の研究団体と連携し、授業案づくり等をしてきた。教員と一緒に取り組むことで中身を充実させられる。 ・次世代育成について、市民の関心が高い。子どもの声を聞き取るスタンスを持って作成したのは良かった。ただ、子どもの実態はこの計画より進んでいる。計画期間の5年間そのままではなく、中間で何かしても良いのでは。 委員長：変化が出てきた場合は、ただちに対応できる体制をとれるようにしておくべき。 ・資料4、2ページ「いじめや虐待の理解」という表現が良くわからない。 委員：前後の文脈で、ここだけ「理解」で終わっていて違和感はある。 委員：いじめや虐待を理解することで、取るべき行動が分かることになるので、特に違和感はない。 委員：「理解」に深い意味があるので、このままで良いと思う。 委員：児童育成に関する活動と読むこともできる。 委員長：そのままでも良い。 ・今後、達成度や進捗度はチェックするのか 事務局：権利委員会の中で取組状況について報告し、皆さまからも意見をいただきながら進める。 ・新・さっぽろ未来プランでの少子化、放課後児童、社会的養護等様々な問題への取り組みは、子どもの権利がベースとなっている。今回は、両方がうまく連動されていると感じた。プランのベースにある子供の権利の理念が制度として機能していけばよりよい。 ・プランが子ども世代の追いかけであることは間違いない。その時代の子どもにあったプランへの見直しが必要。子どもがプランを読むには難しいので、わかりやすいダイジェストが必要、また、子どもの現状の理解について力になれることもある。
2. その他	○事務局からの連絡事項 ・次回は権利条例に基づく取組状況報告を予定しているが、開催時期は未定。改めてご連絡する。 以上